

小平市行財政再構築推進委員会設置要綱

〔平成19年 5月23日 制定〕
〔登録番号 4 - 18〕

(設置)

第1 小平市の行財政再構築に向けた取組の適切な進行管理を行うために、小平市行財政再構築推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行財政再構築に係る計画の策定、評価及び検証について必要な助言を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、行財政再構築に向けた取組の実施について必要な助言を行うこと。

(構成)

第3 委員会は、識見を有する者及び市民のうち市長が依頼する委員6人以内をもって構成する。

2 委員のうち3人以内は、公募により選任する。

(委員長及び副委員長)

第4 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5 委員会は、委員長が招集する。

(会議の公開)

第6 委員会の会議（以下「会議」という。）は、公開する。ただし、会議を公開することにより、公平かつ円滑な会議の運営が著しく阻害されるおそれがあるときは、委員会の議により非公開とすることができる。

2 会議の傍聴の手續、傍聴人の遵守事項その他会議の公開に関し必要な事項は、別に定める。

(意見の聴取)

第7 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8 委員会の庶務は、企画政策部行政経営課において処理する。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、平成26年12月5日から施行する。